

令和8年度 部活動運営計画

1. 目的

- (1) 集団生活を共にすることで、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。
- (2) 異学年交流を通して、学年・学級で得られない人間関係の育成を図る。
- (3) 自己及び集団の主体的な活動を通して、専門的な技能の向上を図る。

2. 仮入部，本入部，退部，転部，再入部，継続

(1) 仮入部

- ① 仮入部期間は、4月15日(水)～4月21日(火)とする。
- ② 仮入部期間中の1年生活動時間は17:15までとし、17:30を最終下校とする。
- ③ 仮入部の生徒は朝練習、18日(土)・19日(日)の練習には参加しない。
 ※本入部手続きを終了している生徒については各顧問の安全配慮のもと、参加を認めるものとする。(大会参加などは管理職承認の上、参加可とする)
- ④ 顧問が活動につけない際は、安全面を考慮して仮入部生徒は見学のみとする。

(2) 本入部

- ① 部活動に入部する意思のある者は原則16日(木)～24日(金)の間に以下の入部手続きを行う。(期間を過ぎても仮入部等を行った上で、入部は認めても良い)
 - ・「部活動加入票(別紙1)」に必要事項を記入および保護者印を押印し、学級担任へ提出する。
 (期間外の入部については、生徒会の部活動予算の人数には反映されません。)
 - ・担任は押印し、帰りの会までに生徒へ返却する。その後生徒から顧問に提出する
 - ・部活動加入票を顧問に提出した生徒は本入部を認める。
 ※学校外での活動をしている場合、可能な限り朝練や土日を含む練習に参加するという意思がある場合のみ、その事情を考慮したうえで参加を認める。
 - ※2, 3年生を含め、入部期間以外にも入部する意思がある生徒は、部活動加入票を提出することを認める。その際は上記の手順を踏むとともに、1週間程度の仮入部期間を設けるものとする。
- ② 外部でクラブ活動に所属している生徒の入部について
 - ・手続きは上記と同様のものとする。
 - ・参加日は顧問と要相談し原則、外部クラブの活動がない日は朝練や土日の練習に参加するものとする。
 ※睡眠時間を確保するために「朝練は出ないで午後練は出る」などの条件を出してきた場合は、健康面を考慮して基本的に入部を認めない。
 ※競技の特性上、複数日の参加を求める可能性がある。
 - ・部活動で決められたルールに従い、他の部員と協力して活動するものとする。
 - ・大会への参加は顧問と相談のうえ、個人の判断に任せるものとする。
 - ※大会等の選手選定において、部活動への参加日数が多い部員が優先されることがあり、そのことを理解して活動できるものとする。

(3) 退部

- ① 3年間継続を原則とするが、事情により退部する場合には保護者、学級担任、顧問とよく相談して退部を決定する。
- ② 「部活動退部届(別紙2)」に必要事項を記入および保護者印を押印し、学級担任に提出して印をもらう。
- ③ 押印したものを部活動顧問へ提出し、退部手続きを終える。
- ④ 退部した生徒の「部活動退部届」は「部活動退部届」が入っている棚の横の退部届ファイルに保管し、「部活動加入票」は生徒に返却する。

(4) 転部

- ① 3年間継続を原則としているが、事情により転部する場合には保護者、担任、顧問とよく相談して転部を決定する。
- ② 退部の手続き終了後、新たに加入したい部活動の顧問に加入する意思を伝え、1週間程度、仮入部期間を設ける。
- ③ 本入部の流れに沿って、新しい「部活動加入票」を担任の先生から受け取り、必要事項を書き加えて、学級担任に提出する。
- ④ 担任は印を押し、生徒に返却する。その後、生徒から顧問に提出して転部手続きを終える。
- ⑤ 生徒間の関係も考慮し、原則転部は中学校生活の中で一度だけとする。

(5) 再入部

- ① 本人からの申し出があり、生徒指導主事、担任、顧問、部活動担当が協議のうえ理由が正当であり、学校生活及び生徒指導上、必要であると認められた場合にのみ再入部を認める。※原則、退部した部活に再入部することは認められない。
- ② 担任が保護者と連絡を取り、再々入部はできないことは必ず伝える。
- ③ 再入部する場合の手続きは、期間外の入部や転部と同様に、1週間程度の仮入部期間を設けるものとする。

(6) 継続

- ① 2、3年生で継続して活動する者は4月17日(金)までに以下の継続手続きをする。
 - ・ 「部活動加入票」を顧問から受け取り「加入・継続」欄に記入して担任へ提出する。
 - ・ 担任が押印し、生徒に返却する。
 - ・ 生徒は顧問に「部活動加入票」を再提出する。
 - ※部活動加入票は部活動顧問が管理する。
 - ※部活動顧問は、新年度初めの部活で生徒に「部活動加入票」を返却する。
 - ※3年生が卒業した後に、「部活動加入票」は処分する。

(7) 休部

本人の諸事情により、部活動に一時的に参加できないという場合には休部を認める。ただし、休部の際には期間を保護者と顧問で相談し、休部願を提出。休部期間が終了する際には顧問と必ず面談をし、その後の動きの確認をすること。休部の期間は設けないが、年度末までの場合は更新時期に面談をすること。

3. 活動時間，最終下校完了時刻

(1) 平日の活動時間

①朝 7：10～7：55※目安(8：15には教室にいるように活動終了時間を設定する。)

※朝練習をする場合、6：55前には登校させない。

②放課後 **開始時刻**・・・帰りの会終了の15分後から考えること

最終下校完了時刻

- | | |
|--------------|------------------|
| ・4～9月 | 18：00(17：45活動終了) |
| ・10月前半、2月、3月 | 17：30(17：15 〃) |
| ・10月後半、1月 | 17：15(17：00 〃) |
| ・11、12月 | 17：00(16：45 〃) |

※平日の練習時間は準備・片付けを含めて2時間30分とする。

【朝練を行う場合】

朝練を45分とカウントし、午後練習は1時間45分とする。

(例) 朝練をやってA5日課の場合、帰りの会終了が14:45なので午後練習は、
15:00開始、16:45解散という考え方になります。

③週の中で必ず朝練も午後練習も行わない日を1日設けるものとする
午前日課で弁当持参や再登校をする場合の練習時間は土日と同様に活動しても
良いものとする。

(2) 休日の活動時間

①土日を含む学校の休業日は3時間程度とする。ただし運動にあてる時間を練習時間とし、ウォーミングアップやクーリングダウン、準備・片付けの時間は練習時間に含まないものとする。

②大会・練習試合については活動時間が3時間を越える場合には代替措置を講じ、管理職の了承を得る。

③休日における最終下校時刻は最終下校完了時刻に準拠する。

④原則、土日どちらかを必ず休みとするが、大会等で土日の活動をしなければ
ならない場合は、必ず次の週の平日に朝も午後も部活を行わない日を2日作る
ものとする。練習試合も含めて極力土日の活動を避ける努力をすること。

(3) 諸活動停止

①中間試験期間中は試験3日前から試験2日目を含めて5日間が諸活動停止日となり、部活動を行うことはできない。

②期末試験期間中は試験5日前から試験2日目を含めて7日間が諸活動停止日となり、部活動を行うことはできない。

③長期休業中も含め、職員会議、学年会、指導部会、入学式後、卒業式後及び全体研修会等の教員がつかない時間帯の部活動はなしとする。

④千教研の日の放課後に活動は行わない。

(4) その他

- ①大会前の練習時間の延長は下校中の安全面を考慮し、行わない。
- ②諸活動停止日でも大会が近い部活動は、朝の会や帰りの会終了後1時間を目安として活動を認める。その際は管理職に確認の上、顧問から事前に周知をし、**参加する生徒の保護者から承諾書を取り（ひな形はなし）**、必ず生徒につくようにする。
- ③部長は必要に応じて全評に参加する。また全評と同日に部長会を行い、活動状況を共有する。

4. 服装

- (1)大会参加や遠征の際は、会場までの服装は制服か部活動指定の服装で統一する。
- (2)部活動で指定した服装であっても学校生活では着用しない。（授業や休み時間等）
 - ・朝は部活動の服装で教室に行かないこと
 - ・帰りの会が終わるまでは部活動の服装に着替えないこと
 以上の2点を徹底させてください。
- (3)**再登校、休日の活動の服装については、各部で確認のうえ、登下校も含めてジャージ、ウインドブレーカー等の着用を許可する。**
 ※高根台中学校の服装のルールに準じるものとする。

5. 休養日の設定

- (1)休養日については平日に1日以上、週末に1日以上を原則とし、週に2日以上を休養日を設定する。（平日1日の休みは朝、放課後を含めなしにすること。）
- (2)週末に2日間大会、練習試合を行った場合、平日に休養日を振り替える。
 事前にわかっている場合は計画の段階で顧問が管理職に確認をすること

例 週末に2日間活動し、活動時間が3時間だった場合

今週	月	火	水	木	金	土	日
	朝×放×	朝○放○	朝○放○	朝○放○	朝○放○	(3時間)	(3時間)
次週	月	火	水	木	金	土	日
	朝×放×	朝○放○	朝○放○	朝×放×	朝○放○	(3時間)	(×)

- (3)**長期休業中も上記に準じた扱い**とするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- (4)休養日の設定については、行事や教育課程の編成上、偏りが生じてしまう時期も考えられるが、**1ヶ月をひとまとまりとして「週の数×2日」休養日をとれるよう設定する。**見通しをもって活動計画を立てる。

6. 対外試合などの参加

- (1) 高根台中学校の生徒としての自覚を持ち、事故防止にも留意して参加すること。
- (2) 自転車の使用は一切認めない。
- (3) 公共交通機関を使用する際はルールやマナーを守ることを徹底させる。
- (4) 財布等の貴重品の管理は顧問が確実に行う。
- (5) 移動の際はできれば顧問に引率してもらいたいが、できない場合には顧問と部員で事前に行きかたを確認し、緊急連絡できる体制を整えておく。
- (6) 遠征時に昼食を購入することや買い食いをするのは認めない。ただし、天候に応じて飲料の購入は認める。
- (7) 遠征時における生徒の携帯電話の使用は、顧問と相談の上、管理職の許可のもと、各部の必要に応じて使用できる。

7. 午前日課の日の昼食

- (1) 弁当を持参し、指定の場所で昼食をとる。飲み物については水筒に入れて持参し、中身はお茶、スポーツドリンク、水とする。ペットボトルの場合にはホルダーに入れて持参する。(連絡を徹底してください)
- (2) 日課の関係や弁当忘れなど時間に余裕がある場合には、一度帰宅して昼食をとり、再登校する。昼食購入のため校外にすることは認めない。
- (3) 季節によっては、食べ物がいたみやすくなるので充分注意すること。
- (4) 各部活動使用場所は右の通り。

野球:2-1	サッカー:3-4	テニス:特別棟(物理室or生物室)
陸上:2-2	男子バスケ:3-1	女子バスケ:1-5
剣道:2-1	吹奏楽:第2音楽室	美術:美術室

8. その他

- (1) 欠席、遅刻、早退をするときには必ず顧問に伝える。練習開始時に必ず出欠の確認、終了時には健康観察を行う。連絡もなく不在者がいた場合には家庭へ連絡する。
- (2) 部室は使用する道具の保管に使用させ、清潔に管理する。
- (3) 怪我や事故が起きた場合には、速やかに管理職に報告をする。
- (4) 部費を集める際は、保護者と連絡を取り会計処理を行い、管理職にも連絡する。
※生徒会予算から、部活動援助費が支給される。
- (5) 生徒の健康状態などを配慮し、無理のない活動計画を立てる。
- (6) 鍵の管理は顧問が行い、生徒が学校外に持ち出すことは認めない。
- (7) 雨天時における外部活の室内練習は顧問同士で連携を図り安全に活動する。
- (8) 職員室前に部活動用ホワイトボードがあるので、連絡等で活用してください。
- (9) 部活動の今月の目標は、職員室前・中央階段横・生徒会室横に掲示する。
- (10) OB、OGや知り合いを練習に参加させる際には管理職に報告・相談を行うこと。
※怪我した際の責任問題にかかわるため
- (11) 部活動ごとの3年生を送る会などは卒業式を前に終わらせること。

9. 3年生の部活動参加の取り扱い

(1) 公立入試における自己表現のための部活動参加について

- ① 該当の生徒は1月最終週から入試前日まで活動できる。
- ② 参加の際は部活動参加願い(別紙3)を記入し担任へ提出する。担任の印をもらい生徒が部活動顧問に提出する。

(2) 公立入試後の部活動参加について

- ① 活動開始は公立入試後からとする。

※ 終わりは参加生徒と顧問で相談してきめてください。

卒業式まで、3月末までなど様々で構いませんが、4月以降はできません。

- ② 参加生徒は進学後も部活動等に参加する意思があり、進路が決定した者に限る。
- ③ 吹奏楽部に関しては定期演奏会のための参加を認める。ただし、同様に部活動参加願いを提出するようにすること。
- ④ 参加の際は部活動参加願い(別紙4)を担任からもらい記入し、生徒が部活動顧問に提出する。
- ⑤ 活動については部のきまりや部活動運営計画に準ずる。
- ⑥ 平日の活動に参加する際の登下校の服装は制服とする。
短縮日課以降は顧問と相談して決める。
公立入試後、午前下校の3年生の服装も部活動の恰好でも可とする。